

令和7年度環境産業の市場規模推計等委託業務 仕様書

1. 業務の目的

第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）では、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」を最上位の目的とし、そのためには、「地上資源を基調とした循環共生型の社会」を目指し、環境価値を活用して経済全体を高付加価値化していく必要があり、環境問題の解決に資する製品・サービス・技術に対する投資を一層拡大していくことが重要とされている。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グリーン成長に資する脱炭素政策の推進が求められている。

環境産業は、環境負荷の低減を達成するとともに、我が国の経済成長にも資するものであり、持続可能な社会の実現に向け重要な役割を果たしている。近年、再生可能エネルギー市場をはじめとして、環境産業の市場規模は成長しており、今後も我が国の経済成長を牽引する有望なビジネス分野として注目されている。

持続可能な社会を実現していくためにも、政府として環境産業を振興していくことが重要であるが、環境産業は1次産業から3次産業（＋6次産業）まで幅広く、環境産業の振興方策等の検討のためには、産業全体の動向を把握していくことが必要である。

本業務は、環境産業の最新の動向等を踏まえた上で国内の環境産業の市場規模・雇用規模等を把握し、その成果を国等の環境政策の企画・立案や企業の実務・経営判断に活用できるようにすることを目的とする。

2. 業務の内容

（1）環境産業の市場規模等の情報整備

①環境産業分類の見直し、推計対象産業の追加・見直し

「令和6年度環境産業の市場規模等推計業務」で用いた環境産業分類（参考1）について、受託者の専門的知見に基づき見直しを行う。

また、推計対象とする産業は、海外における関連統計調査や環境産業の定義の動向も踏まえながら、新技術の開発・普及、社会・経済状況の変化、関連政策の動向等を踏まえて、追加・見直しを行う。項目の追加・見直しに当たっては、GX実現に向けた基本方針（https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf）で示された投資対象産業を参考とすること。また環境基本計画、地球温暖化対策計画、循環型社会形成推進基本計画、生物多様性国家戦略、グリーン成長戦略等の国内環境政策や、EUタクソノミーなど海外環境政策の動向も注視し、推計産業の追加・見直しの参考とすること。

②日本の過去～現在の推計

2.（1）①の見直し結果を基に2.（2）の検討会で議論し、承認されたものを過去（2000年）から現在（2024年）までの環境産業の市場規模、雇用規模、付加価値額、輸出入額、経済波及効果を、以下の点に対応しながら推計する。また、これら以外の環境産業に関連したデータ類等の推計についても、環境省担当官の指示に従い行うこととする。また、以下の推計結果における感染症や災害の影響についても考察・分析すること。

i）市場規模については、各推計項目における推計根拠について、公開することも念頭に、精査を行うこと。

ii）輸出入額については、重要な産業分野について実態を反映できるよう、推計方法の精緻化を検討すること。

iii）経済波及効果については、グリーン成長に資する政策や企業等の取組による生産や雇用等への影響の分析に活用することを念頭に、推計方法の精緻化を検討すること。

③現在から将来（2050年頃）の推計

令和6年度に用いた推計手法を基本としながら、環境産業の将来推計分類毎に現時点で

最適と考えられる推計手法を構築し、推計を行うものとする。また、今後新市場として拡大が期待される個別分野の成長を考慮するなど、受託者の専門的知見をもって工夫し、推計を行うこと。この際、感染症や災害も含め、各種国際情勢の影響についても考察・分析すること。

なお、過去の事業の結果については、環境省の関連ウェブサイトを参照のこと。

(https://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/index.html)

(2) 「環境産業市場規模検討会」の設置・運営

経営、金融、技術等の学識経験者や企業関係者等で構成される「環境産業市場規模検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。検討会は、（１）の分析・検討方法等（モデル案も含む）について議論を行い、必要な助言を行うなど、本業務の実施にあたり積極的に関与するものとする。

検討会については、委員８名程度（県内在住４名、関東在住２名、地方在住２名程度想定）とし、東京 23 区内（霞が関周辺、全体出席者 20 人弱、２時間程度を想定）で３回程度実施する。なお、必要に応じてオンラインでの開催も可とする。各検討会の実施に際しては、受託者は環境省と調整の上、資料を 15 部程度（１部あたり 50 頁程度）作成し、検討会開催日の５営業日前には環境省担当官の最終確認を受けるものとする。検討会の会場、オンライン参加用アドレスやマイク、スピーカー、スクリーン等の機材の手配を行い、委員に対しては飲料を提供する等会議に必要な運営を行う。検討会実施後は議事録を作成し、検討会委員及び環境省担当官の確認を受けることとする。

また、委員に対して旅費及び謝金を支給する。旅費は、受託者の旅費規程に準じて支給する。謝金は、委員 1 人に対して 1 回当たり 18,000 円（所得税含む）を支給する。

(3) 上記に関する附帯業務

環境省担当官の指示に従い、（１）～（２）の業務を遂行するために必要となる業務を行うものとする。

(4) 報告書の作成

（１）～（３）で行った業務の内容や成果等を報告書として取りまとめ、環境省に提出する。

また、報告書の概要版（パワーポイント 20 スライド程度を想定）を作成し、電子媒体で環境省に提出する。なお、報告書を作成するにあたって算出した各推計項目の推計算定式や参照したデータの出典等、根拠となる資料を環境省に提出する。

3. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 20 部（A 4 判 200 頁程度）

電子媒体：報告書及び報告書の概要版の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2 式

報告書等（業務上発生する冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省大臣官房総合政策課環境計画室

5. 著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。

（２）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務にあつては、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。
- (4) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「環境産業の市場規模推計等委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「環境産業の市場規模推計等委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省総合政策課環境計画室（TEL:03-5521-9265）

- (5) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時において国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

①環境用語和英対訳集（EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>）

②法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「`」→「'」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(参考1)

環境産業分類（令和6年度版）

大分類	中分類	小分類
環境汚染防止分野	大気汚染防止	大気汚染防止用装置・施設
	下水、排水処理	下水、排水処理用装置・施設
		下水、排水処理サービス
	土壌、水質浄化	土壌、水質浄化用装置・施設
		土壌、水質浄化サービス
	騒音、振動防止	騒音、振動防止用装置・施設
	環境経営支援	環境測定、分析、監視用装置
		環境測定、分析、監視サービス
		環境コンサルティング
	化学物質汚染防止	汚染物質不使用製品
地球温暖化対策分野	クリーンエネルギー利用	再生可能エネルギー発電システム
		再生可能エネルギー売電
		再生可能エネルギー設備管理
		エネルギー貯蔵設備
	省エネルギー化	省エネルギー建築
		省エネルギー電化製品
		省エネルギー型ユーティリティ機器
		省エネルギー型ユーティリティサービス
		省エネルギー輸送機関・輸送サービス
	自動車の低燃費化	エコカー
		エコドライブ支援機器
	排出権取引	排出権取引
廃棄物処理・資源有効利用分野	廃棄物処理、リサイクル	廃棄物処理・リサイクル設備
		廃棄物処理・リサイクルサービス
	資源、機器の有効利用	リサイクル素材
		資源有効利用製品
		リフォーム、リペア
		リース、レンタル
	長寿命化	長寿命建築
自然環境保全分野	緑化・水辺再生	緑化、水辺再生工事
	水資源利用	節水型設備
		雨水利用設備
		上水道
	持続可能な農林水産業	持続可能な農林水産業
	環境保護意識向上	エコソールリズム
		環境教育